

教職員の勤務時間適正化に ご理解・ご協力を!

姫路市立学校園では、「教職員定時退勤日」実施することにより、教職員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を充実させ、すべての教職員がゆとりをもって、幼児児童生徒としっかり向き合う時間を確保することができるよう努めています。

令和6年度からは、市立学校園（高等学校を除く）で、毎月1回実施していた全市一斉の定時退勤日を2回に増やして実施します。さらに毎週1回の実施にも取り組んでいきます。

保護者のみなさま、地域のみなさまにおかれましては、ご不便をおかけすることもございますが、何卒、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。



令和6年4月

◆◆ お知らせ ◆◆

- 各学校園において、週1回の「定時退勤日」を設定・実施しています。
- そのうち、**毎月第2及び第4月曜日を市立学校園一斉実施の定時退勤日（高等学校を除く）**とし、勤務時間終了後1時間以内には退勤することにより、実効性の向上に取り組みます。
- 第2若しくは第4月曜日が休日の場合は、第3若しくは第5月曜日に実施します。
- 定時退勤日の設定・実施は、教職員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を充実させ、心身ともにリフレッシュし、教育活動の充実を図ることを目的としています。

◇◇ お願い ◇◇

- 市立学校園における教職員の勤務時間は、概ね8時から17時までです。
- 普段から、**緊急の場合を除き、勤務時間が終了する17時以降は、学校園への電話連絡をお控えいただきますよう**ご協力をお願いします。
- 17時以降は、電話がつながらない場合もございますが、ご了承ください。
- 17時以降でも、必要により学校から保護者の方へ電話連絡する場合がございます。
- 夜間のご相談等を希望される場合は、事前に学校園にご相談ください。

◆令和6年度は、8月13日（火）・14日（水）・15日（木）が学校園閉庁日の予定です。

姫路市教育委員会

〔担当：教職員課 電話 221-2763〕